

生野区民ギャラリー展示取扱要領

(主旨)

第1条 この要領は、生野区民ギャラリーにかかる展示物の取扱に必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 区民文化の向上を目的に区内のアマチュア創作グループをはじめ、広く区民の作品を発表する場を提供する。

(設置基準)

第3条 次の各号に該当する作品は展示しないものとする。

- (1) 営利を目的したもの
- (2) 宗教活動を目的としたもの
- (3) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的としたもの
- (4) 暴力団もしくは、暴力団員の統制の下にある団体によるもの
- (5) その他、公共の福祉に反する事業
- (6) 第三者を誹謗・中傷・差別する内容を含んだもの
- (7) その他、公序良俗に反するおそれがないもの
- (8) 大阪市生野区長が設置目的に適さないと認めたもの

(展示物の管理等)

第4条 展示物の管理運営に関する業務（受付・使用許可等）は生野区役所または生野区コミュニティ育成事業受託事業者が行う。

(展示物の設置場所)

第5条 展示物の設置場所は生野区民ギャラリー（生野区役所内）とする。

(展示料)

第6条 展示料は無料とする。

(その他)

第7条 その他、展示物の取扱に関して必要なことは大阪市生野区長が定める。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。